


**令和7年度  
指定障害サービス事業者等 集団指導**  
～事故等防止対策の徹底について～



東京都福祉局障害者施策推進部  
施設サービス支援課障害者支援施設担当

# 本日の内容

- 0 はじめに
- 1 リスクマネジメントについて
- 2 送迎車両への置き去り事故防止について
- 3 事故報告について
- 4 重大事故の発生事例紹介
- 5 事例演習

「うちの施設は大丈夫」  
「自分は大丈夫」

**その油断が、事故につながります**

**「自分には関係ない」と思わず  
一人ひとりが真剣に取り組むことが必要**

利用者の命と安全を守るために  
自分自身や仲間を守るために



# 1 リスクマネジメントについて

## 基本的な視点

### 事故の考え方

- 「利用者の尊厳を損なう」「安全・安心を脅かす」「サービスの質に悪影響な」出来事を改善することが必要

### リスクマネジメントの考え方

- 「損害賠償対策・対応」だけにとどまる考え方は不十分で、質の高いサービス提供によって、事故を未然に防ぐという考え方が重要

### 経営者のリーダーシップと決意の重要性

- 経営者が現状を認識し「よりよいサービスを目指す」と強く決意
- 経営者のリーダーシップで、全職員に意識を浸透



# リスクマネジメントを進める体制整備

## 組織風土の改善

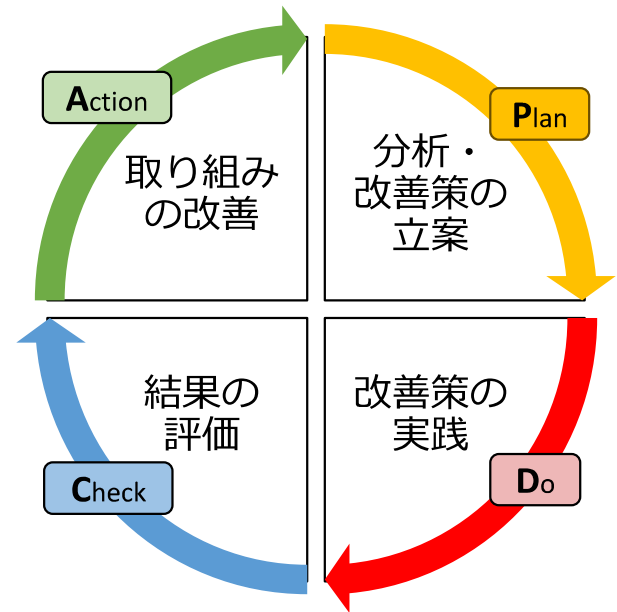
- 安全文化の醸成・共有が必要
- 「何でも言える」「風通しのよい組織」

## 組織全体での取り組み

- 一部の職員だけでなく、全職員が参画
- 現場の課題を把握し、対応策を職員と構築  
→ 現場の創意工夫を引き出す姿勢

## 継続的な取り組み

- リスクマネジメントは導入して終わりではない
- 「PDCAサイクル」に基づいて継続的に改善



※PDCAとは、以下の4つのステップを繰り返すことで、業務や安全対策を継続的に改善していく考え方です。

P (Plan) 計画、D (Do) 実行、C (Check) 評価、A (Action) 改善

## 事故を未然に防ぐために

### アセスメントと個別支援計画

- ・ アセスメントで利用者の顕在的・潜在的なリスクを確認
- ・ 個別支援計画で、リスクを明示し、リスク回避のための対応を計画

### 自主的な業務マニュアルづくり

- ・ 施設的环境や利用者の状況に応じたマニュアルの作成
- ・ 特に事故が多い業務に関して事故防止の要点を盛り込む

### 事故事例、ヒヤリ・ハット事例の収集と分析

- ・ 現状把握のため、施設内で発生した事故を記録・分析
- ・ ヒヤリ・ハット事例の収集・活用が有効



福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日）より抜粋  
詳細は厚生労働省HP参照 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0422-2.html>

# 事故対応について

## 事故直後の対応の基本

- 利用者の救命・安全確保を最優先
- 医療機関との連携と家族等に対する連絡という2つの対応を的確かつ迅速に実施

## 初期対応の準備と手順の整備


- 事故発生時の対応手順を明確化しておく
- 必要な連絡先リスト（医療機関・家族等）を事前に整備
- 職員が慌てず対応できるよう、日頃からの備えが重要



## 連携・記録体制の構築

- 事故発生時の連絡体制を明文化
- 事故後の経過記録を「誰が・どのように」行うかを明確に
- すべての職員に対応手順を周知・徹底

福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日）より抜粋  
詳細は厚生労働省HP参照 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0422-2.html>



## 2 送迎車両への置き去り防止

# 送迎車両にあたっての安全管理の徹底

## 所在確認について

- 点呼や降車時の点検の徹底
- 出欠状況の情報共有

## マニュアルの策定

- 策定し、保護者にも共有
- 運用状況を点検

## 事故防止意識の共有

- ヒヤリハット事例共有など  
→全職員の意識共有

## 重大事案発生時

- 利用者の健康状況確認
- 都への報告等

参考：こども家庭庁「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」



1. 毎日使えるチェックシート

2. 体制の確認・送迎業務モデル例

3. ヒヤリ・ハットの共有

4. 利用者への支援

5. 送迎用バスの装備等

詳細はこども家庭庁HP参照

[https://www.cfa.go.jp/policies/childsafety/effort/anzen\\_kanri](https://www.cfa.go.jp/policies/childsafety/effort/anzen_kanri)



## 3 事故報告について

# 報告の対象となる事故の種類一覧

## ① 死亡事故

- 利用者が亡くなった事故

## ② 入院

- 入院を要した事故（持病による入院は除く）

## ③ 負傷・疾病

- ②の入院以外で、**医療機関での治療**を要した負傷や疾病を伴う事故

## ④ 誤与薬

- 薬の誤与薬は**その後の経過に関わらず、発生した時点で要報告**

## ⑤ 無断外出

- 警察への捜索依頼等を出したものは、電話による第一報が必要

## ⑥ 感染症の発生

- クラスタや新興感染症の発生など

## ⑦ 置き去り事故

- 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故

## ⑧ 事件

- 職員による暴力事件など、事件性のあるもの

## ⑨ 保護者等トラブルの可能性

- 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの

## ⑩ 運営上の事故

- **不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出** など

## ⑪ 虐待通報

- 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）

## ⑫ その他必要なもの

- その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

※ 「利用者が死亡する等の重大事故」「警察が関与する事故」「報道機関が報じる可能性のある事故」など、**社会的影響が大きい事故は、電話による第一報の報告**もお願いします。

※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

# 事故報告先

サービス種別	担当	提出先（連絡先）
都立施設・都立民間移譲施設	施設サービス支援課 福祉施設運営担当	電話 03-5320-4157 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/827929">https://logoform.jp/form/tmgform/827929</a>
障害者支援施設、生活介護、自立訓練 <b>※都立施設及び都立民間移譲施設を除く</b>	施設サービス支援課 障害者支援施設担当	電話 03-5320-4156 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/826020">https://logoform.jp/form/tmgform/826020</a>
就労移行支援、就労継続支援A型・B型 就労選択支援、就労定着支援	地域生活支援課 就労支援担当	電話 03-5320-4158 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/829775">https://logoform.jp/form/tmgform/829775</a>
共同生活援助（グループホーム） 短期入所	地域生活支援課 居住支援担当	電話 03-5320-4151 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/702093">https://logoform.jp/form/tmgform/702093</a>
居宅介護、行動援護、重度訪問介護、 自立生活援助、地域移行支援 地域定着支援	地域生活支援課 在宅支援担当	電話 03-5320-4325 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/830433">https://logoform.jp/form/tmgform/830433</a>
放課後等デイサービス、児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援、障害児入所施設 <b>※都立施設及び都立民間移譲施設を除く</b>	施設サービス支援課 児童福祉施設担当	電話 03-5320-4374 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/835126">https://logoform.jp/form/tmgform/835126</a>
重症心身障害児（者）通所事業	施設サービス支援課 療育担当	電話 03-5320-4376 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/1002061">https://logoform.jp/form/tmgform/1002061</a>

# 施設・事業所の責務（法令上の義務等）

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月13日 条例第155号） 抜粋  
（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条（略）

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に**当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立って指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。**

3 指定障害福祉サービス事業者は、**利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。**

（事故発生時の対応）

第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により**事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。**

（虐待の防止）

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、**虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。**

※第40条、40条の2は、第93条の5により生活介護、第170条により就労移行支援、第183条により就労継続支援A型、第188条により就労継続支援B型、第192条の12により就労定着支援に準用

※入所施設でも東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例で同様の規定あり

## 施設・事業所の責務（法令上の義務等）

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月13日 条例第136号）

（心身の状況等の把握）

第二十一条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、**利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。**

（健康管理）

第四十二条 指定障害者支援施設は、**常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。**

（緊急時等の対応）

第四十三条 指定障害者支援施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに**利用者**に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、**速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。**



## 4 重大事故の事例

## 重大事故事例 【事例①】 送迎車両による置き去り

### 事故事例

#### 《概要》

日中活動を終えた利用者に乗せた送迎車両が、入所施設に到着後、利用者が降車していないことに気づかず車両を駐車場に放置し、長時間置き去りとなった

#### 《原因》

- 降車チェック表は存在していたが、降車チェックについて記載・確認を怠っていた。
- 利用者が帰室していると思いこみ、所在状況を確認しなかった。

#### 《再発防止策の例》

- 事務室で降車チェックを行ったか確認
- 利用者の帰室確認を入所部門でも実施
- 置き去り防止装置の導入 等



事故事例

《概要》

- 外出活動の登山中に利用者を見失い、救助隊に発見されるまで約4時間行方不明となった



《原因》

- 移動時や利用者同士が離れた場面で、点呼が実施されていなかった
- 活動ルートや職員配置が事前に十分検討されず、当日現場で決定された
- 職員の急な欠勤により、当日朝に担当職員の配置が変更となった

《再発防止策の例》

- 外出時における移動時や活動中の定期的な点呼の実施
- 利用者の状況や職員体制に応じた活動内容の事前検討と計画の策定
- 職員体制に応じて活動内容を見直し、実施可否の判断基準を明確化

## 事故事例

## 《概要》

- 利用者送迎中、運転手の前方不注意により、車両が歩道へ乗り上げて歩行者を轢く死亡事故が発生した



## 《原因》

- 安全運転管理責任者の届出がされておらず、安全管理が不十分であった
- 車両運行委託をしており、管理を委託先任せとしていた

## 《再発防止策の例》

- 安全運転管理責任者の届出を実施
- 運転者の適性を定期的に確認
- 安全運転管理責任者による体調管理（アルコールチェック含む）

※委託業者に運行委託している場合でも管理が必要



# 5 事例演習

## 事例演習 ～状況設定～

### 外出支援中「近隣の公園」で利用者1名が行方不明になった事例

#### 事例の内容

- ・あなたの事業所では、平日の午後に利用者を送迎車両に乗せ、「近隣の公園」へ余暇活動に出かけることがあります。
- ・7月某日「近隣の公園」に利用者4名を車で連れていき、遊具のあるエリアで、約30分活動をしていました。
- ・利用者Aが転倒して対応していたところ、利用者Bの姿が見えなくなっていました。



## 事例演習 ～検討項目～

### 演習内容

- あなたの施設でこの事故が起きたら、あなたはどのように対応しますか
- このような事故が起きた際のマニュアルや緊急連絡網がありますか
  - (マニュアルがある場合) マニュアルは周知されていますか
    - ※マニュアルを読んでいますか
  - (緊急連絡網がある場合) 緊急連絡網は周知されていますか
    - ※緊急連絡網は最新化されていますか
- 事故が起きたときに備えた訓練はしていますか

動画を停止して、10分間の検討を行ってください

## 解説

### どのように対応するか

#### <初動対応>

- ・ 利用者の救命・安全確保を最優先
- ・ 医療機関との連携と家族等に対する連絡

#### <事後対応>

- ・ 再発防止策の検討
- ・ 事故内容の共有

### マニュアルや緊急連絡網

- ・ 施設的环境や利用者の状況に応じたマニュアルの作成
- ・ 事故が多い業務に関して事故防止の要点を盛り込む
- ・ 必要な連絡先リスト（医療機関・家族等）を事前に整備

### 訓練

- ・ 職員が慌てず対応できるよう、日頃からの備えが重要



7 福祉障施第 2 2 2 号  
令和 7 年 4 月 2 4 日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野 京子  
(公印省略)

### 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところではありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされていると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記 6 参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようお願いいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にさせていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
- (2) 虐待防止委員会（年 1 回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解釈通知より）

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

- (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解釈通知より）

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

## 2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- (1) 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修  
(2) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修  
(3) 事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

## 3 虐待を防止するための取組について

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり  
(2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底  
(3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

## 4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。

※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。

※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

## 5 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご注意ください（詳細は「7 参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

## 6 運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されるとともに、令和6年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額など制度改正されておりますので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

### (1) 虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※ 虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

### (2) 身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

## 7 参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/index.html)

<担当>東京都福祉局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

【都立施設・民間移譲施設（旧都立施設）】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157 FAX 03-5388-1407

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

雇児総発 0915 第 1 号  
社援基発 0915 第 1 号  
障 障 発 0915 第 1 号  
老 高 発 0915 第 1 号  
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

#### 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

## 記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圈等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

## 社会福祉施設等における点検項目

### 1 日常の対応

#### (1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。  
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
  - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
  - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

## **2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応**

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
  - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
  - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
  - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。  
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
  - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

28福保障施第1338号  
平成28年7月26日

各障害者支援施設 }  
各障害児入所施設 } 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長  
高原 俊幸  
(公 印 省 略)

### 施設における防犯等安全管理の確保について

本日、7月26日、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で、不審者により多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

各施設におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保に取り組まれていることと存じますが、これを契機に、職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携等、下記項目について改めて確認を行い、施設の安全確保を図っていただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 緊急時の安全確保

- (1) 施設管理者への迅速な情報伝達、利用者への注意喚起や避難誘導等、緊急に対応できる職員体制の整備
- (2) 警察に対して直ちに通報がなされる体制の整備

#### 2 施設の安全確保

- (1) 門扉・囲障・外灯・建物・居室等の窓・出入口の適切な施錠、鍵の管理及び破損状況の確認
- (2) 自動警報装置、防犯監視システム等が設置されている場合の作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認
- (3) 不審者などが侵入しやすい死角などの重点的な安全確認

### 3 日常の安全確保

- (1) 不審者の侵入等を想定した危機管理マニュアルの策定、研修・防犯訓練の実施
- (2) 来訪者に対する挨拶、声掛け、用件の確認
- (3) スマートフォン向けゲームユーザー等による施設への無断立ち入り等に対する適切な防止策

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部

**【障害者支援施設】**

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

**【障害児入所施設】**

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

28福保障施第1349号  
平成28年7月27日

各障害福祉サービス事業所  
各障害児通所支援事業所

} 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長  
高原 俊幸  
(公印省略)

### 事業所における防犯等安全管理の確保について

平成28年7月26日、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で、不審者により多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

各事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保に取り組まれていることと存じますが、これを契機に、職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携等、下記項目について改めて確認を行い、事業所の安全確保を図っていただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 緊急時の安全確保

- (1) 事業所管理者への迅速な情報伝達、利用者への注意喚起や避難誘導等、緊急に対応できる職員体制の整備
- (2) 警察に対して直ちに通報がなされる体制の整備

##### 2 施設の安全確保

- (1) 門扉・囲障・外灯・建物等の窓・出入口の適切な施錠、鍵の管理及び破損状況の確認
- (2) 自動警報装置、防犯監視システム等が設置されている場合の作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認
- (3) 不審者などが侵入しやすい死角などの重点的な安全確認

### 3 日常の安全確保

- (1) 不審者の侵入等を想定した危機管理マニュアルの策定、研修・防犯訓練の実施
- (2) 来訪者に対する挨拶、声掛け、用件の確認
- (3) スマートフォン向けゲームユーザー等による事業所への無断立ち入り等に対する適切な防止策

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部

**【生活介護・自立訓練】**

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

**【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型】**

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

**【共同生活援助（GH）・短期入所】**

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

**【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護】**

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

**【児童発達支援・放課後等デイサービス】**

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

**【重症心身障害児（者）通所事業】**

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

雇児総発 0726 第 1 号  
社援基発 0726 第 1 号  
障障発 0726 第 1 号  
老高発 0726 第 1 号  
平成 28 年 7 月 26 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

#### 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明ですが、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

#### 記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

事務連絡

平成28年8月17日

各障害者支援施設

各障害児入所施設

管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長  
東京都福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課長  
警視庁生活安全部生活安全総務課生活安全担当管理官

### 施設と警察等関係機関との協力・連携体制の構築について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先月、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生し、東京都から防犯等安全管理について注意喚起を行ったところです。

各施設におかれましては、利用者等の安全確保に努めていただいていることと存じますが、この度、警視庁では、都内の各障害者支援施設等を訪問し、施設の防犯体制に関して助言指導を行うこととしておりますので御協力をお願いいたします。

今後、所轄の警察署等より連絡があった場合には、この機会を捉え、警察等関係機関や地域との協力・連携体制の構築に努め、より一層の防犯体制の強化を図っていただくようお願いいたします。

#### ○本件に関する担当

東京都障害者施策推進部施設サービス支援課

【障害者支援施設】障害者支援担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【障害児入所施設】児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

#### ○警視庁担当

警視庁生活安全部生活安全総務課

【生活安全対策第一係】

電話 03-3581-4321 FAX 03-3597-1138

事 務 連 絡  
平成 28 年 9 月 15 日

各〔 都道府県  
指定都市  
中核市 〕 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、障害者支援施設等において、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、別添のとおり、本年9月15日付け雇児総発0915第1号・社援発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局長宛て発出したところです。

つきましては、貴部（局）におかれても本件についてご了知いただくとともに、管内市町村への周知等にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、別添通知における「社会福祉施設等」には、児童発達支援事業を行う事業所等、通所系サービスを実施する事業所も含まれることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課企画法令係  
TEL：03-5253-1111（内線：3046）  
FAX：03-3591-8914